短期給付係　　　　　（082）513-4957

**短期組合員の資格取得手続について**

　施行日以降，新たに短期組合員の資格を取得する方は，次の書類を提出してください。

被扶養者申告書【§07-001】（被扶養者がある場合）

※　事実発生日から30日以内に所属所に提出すること。

組合員資格取得（継続）届書【§06-001】

【添付書類】

〇　人事異動通知書の写し

【添付書類】

〇　福利厚生事務の手引（§07-010～）において必要とするもの

〇　健康保険証（被扶養者分）の写し

　（施行日前日に社会保険で被扶養者認定されていた場合）

〇　勤務条件説明書等

所属所（勤務場所），月又は週当たりの勤務

時間数，給与・報酬等が確認できるもの

〇　健康保険証（本人分）の写し

（施行日前日に社会保険に加入していた場合）

|  |  |
| --- | --- |
| Q１ | 施行日前日に組合員資格を取得している臨時的任用職員について，何か手続は必要ですか？ |
| A１ | 施行日前日に組合員であり，施行日に任用が引き続いていることが確認できる場合，切替時の共済組合に係る手続は不要です。施行日前の組合員証等は，継続して使用できます。  ただし，次の場合は手続が必要になります。  ・　組合員証に施行時前日までの有効期限が記載されている場合（有効期限の更新手続が必要です。）  ・　２か月を超える任用の見込みがない特段の事情がある場合（当支部に連絡してください。） |
| Ｑ２ | 施行日前日に，社会保険に加入していなくても，短期組合員になることがありますか？ |
| Ａ２ | 現行制度において社会保険に加入していない会計年度任用職員等についても，新制度の資格取得要件を満たす者については短期組合員の資格を取得します。  　なお，短期組合員の資格を取得した場合，これまで加入していた国民健康保険や被扶養者（社会保険・共済組合）の資格を喪失することになりますので，これらの手続も行ってください。 |
| Ｑ３ | 組合員証等が交付されるまでの間，代わりとなる証明書（「健康保険被保険者資格証明書」等）は交付されますか？ |
| Ａ３ | 当支部では，組合員証の代わりとなる証明書の交付はしていません。組合員証等がお手元に届く前に医療機関を受診する際は，Ａ４のとおり，医療機関に相談してみてください。 |
| Ｑ４ | 組合員証等が交付されるまでに医療機関で受診するときは，どうすればよいですか？ |
| Ａ４ | 施行日以降，提出された「組合員資格取得（継続）届書」により要件を満たすことが確認できた者から順次組合員証を発行しますが，短期間に手続が集中するとともに，共済組合本部の関係規程等が整備中であるため，時間を要することが想定されます。  手元に組合員証等がない間に医療機関で受診する場合は，共済組合が負担する医療費の原則７割部分について，組合員証が提示できるまで支払いを待ってもらえないか医療機関に相談してみてください。待ってもらえず医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は，７割部分を「療養費」として共済組合に請求できます（福利厚生事務の手引§９－016）。 |
| Ｑ５ | 短期組合員は一般厚生年金に加入しますが，短期組合員に被扶養者がいる場合，共済組合に国民年金第３号被保険者に関する届出を提出する必要がありますか？ |
| Ａ５ | 短期組合員に係る国民年金第３号被保険者に関する届出については，被扶養者であることの医療保険者の証明を共済組合において行う必要があるため，提出が必要です。 |